

関係各位

輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）に係る留意点について

税関では、金密輸取締強化の一環として金の流通実態にまで踏み込んだ情報収集・分析の実施に取り組んでおり、先日、輸入統計品目表の一部が改正され、シリアル番号等のある金の統計細分が新設されることになった旨をお知らせしたところですが、当該金を輸入申告する際に留意いただきたい点について、改めてお知らせいたします。

1. 留意いただきたい点

- ・輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確認したうえで、輸入統計品目番号を決定して下さい。
- ・輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、シリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を税関に提出して下さい。
- ・NACCSで輸入申告する際には、「輸入承認証等識別」欄に「GOLD」、「輸入承認証番号等」欄に「SHORUI」を入力して下さい。
- ・輸入申告が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に添付書類（通関関係書類）を提出して下さい。

2. 実施日

令和8年4月1日

詳細については、以下のページをご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/gold/20260313.html>

問合せ先
業務部通関総括第1部門【輸入通関】
電話：03-3599-6337
業務部通関総括第4部門【輸出通関】
電話：03-3599-6341
業務部首席関税鑑査官【品目分類】
電話：03-3529-0700
(税関相談官室よりお繋ぎいたします)



輸入者・通関業者の皆様へ

令和8年3月

【一部改訂版】

関税局・税関

輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）に関するお知らせ

- 令和8年4月1日に、輸入統計品目表の一部が改正され、シリアル番号等のある金(※)の統計細分が新設されます。
- これに伴い、シリアル番号等のある金は新設された統計細分で輸入申告いただくことになります。
- 輸入者及び通関業者の皆様は、以下の点に留意して下さい。

※ シリアル番号等のある金とは、**製錬者**を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したものを指します。

輸入者の皆様へ

- 通関業者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確実に伝達して下さい。
- 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、シリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を作成して下さい。

通関業者の皆様へ

- 輸入者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確認したうえで、輸入統計品目番号を決定して下さい。
- 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、輸入者からシリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を税関に提出して下さい。

※ NACCSで輸入申告する際には、「輸入承認証等識別」欄に「GOLD」、「輸入承認証番号等」欄に「SHORUI」を入力して下さい。

※ 輸入申告が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に添付書類（通関関係書類）を提出してください。

輸入統計品目表のイメージ（改正後）

71.08		金（白金をみつきた金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
		－ マネタリーゴールド以外のもの
7108.11		[略]
7108.12		－ その他の形状のもの（加工してないものに限る。）
	010	－ － － 製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの
	090	－ － － その他のもの



税関
Japan Customs

輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）に関する詳細はこちら
<http://www.customs.go.jp/...>

